

「小倉北区役所及び東谷市民センターEV 充電設備リプレース事業」
の共同事業者選定に係る公募型プロポーザル方式審査委員会 審査要領

北九州市が実施する標記事業の共同事業者選定について、この審査要領に基づき、審査委員会を開催し、採否等について審査する。

(審査基準)

第1条 審査は、表1及び2に掲げる評価項目について行うものとする。

2 各評価項目は表1のと通りの配点(合計100点)とする。

表1 評価項目

評価項目		評価のポイント	配点	評価点
(1) 事業主体	実績・経験	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業と同種又は類似事業(自治体が所有する施設への導入事例等)の実績はあるか。 ・事業実施に実現性があり、業務を遂行する能力があるか。 ・業務実施責任者は類似業務の実績があり、必要な知識、経験、資格等を有し、指導・監督能力の高いものであるか。 ・健全な財務状況にあるか。 	15点	大変優れている 15点 優れている 12点 普通である 9点 やや劣っている 6点 劣っている 3点
(2) 事業計画	事業スキーム	<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書を踏まえた事業スキームになっているか。また、役割分担について具体的かつ明快に提案されているか。 ・維持管理の方法は具体的で、かつ、市に負担を与えないものとなっているか。 	15点	大変優れている 15点 優れている 12点 普通である 9点 やや劣っている 6点 劣っている 3点
(3) 企画提案	利用料金、電気料金の還元	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利用料金は明快で廉価なものか。同業他社の料金設定と比較の上、適切な価格が設定されているか。 ・市への電気料金還元の金額及び方法は明快か。 	15点	大変優れている 15点 優れている 12点 普通である 9点 やや劣っている 6点 劣っている 3点
	利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び利用者が利用しやすい仕様となっているか。 (決裁方法、利用状況・利用料金の確認方法、充電場所の検索方法など)	15点	大変優れている 15点 優れている 12点 普通である 9点 やや劣っている 6点 劣っている 3点
	運営・問い合わせ対応	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な人員が配置されているか。 ・問合せに対応できる体制及び運用方法がとられているか。 ・トラブルが発生した場合の体制が整えられているか。 	15点	大変優れている 15点 優れている 12点 普通である 9点 やや劣っている 6点 劣っている 3点

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害や事故発生時の対応について、市に過度の負担を与えないものとなっているか。 ・適切な情報セキュリティ対策がとられているか。 		
	事業報告	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実態に関する各種データの提供が可能か。 ・充電設備の利用状況や過去の利用履歴などを、施設側で随時確認及び管理できる仕様になっているか。 ・各種データの情報は充実しているか。(日時や充電時間、電力量など) 	10点	大変優れている 10点 優れている 8点 普通である 6点 やや劣っている 4点 劣っている 2点
	更新設備の稼働率向上	<ul style="list-style-type: none"> ・今回更新する充電設備の稼働率向上に資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか。 	10点	大変優れている 10点 優れている 8点 普通である 6点 やや劣っている 4点 劣っている 2点
	市民への啓発、災害時の対応強化	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車等の利便性向上及び普及拡大に資する独自の提案はあるか。また、その内容は優れたものか。 ・今回更新する充電設備を活用した災害時の対応強化に資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか。 	5点	大変優れている 5点 優れている 4点 普通である 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点

(審査評価・特定)

第2条 審査は第1条に定める評価項目に対して付与した各配点について5段階による評価を行う。

2 審査評価は、表2に掲げる審査委員が行う。

3 各審査委員は、申請案件を個別に審査評価し、各委員の採点した合計点の最も高い事業者を最も適した提案者として、共同事業者の候補者に特定する。

最高得点者が複数いる場合は、全委員で協議のうえ、最適な事業者を特定する。

4 事業者の合計評点が6割を超えていることを特定の基準とする。

表2 審査委員

区分	所属団体・役員名
内部(市)	環境局 グリーン成長推進部 グリーン成長推進課長
内部(市)	環境局 グリーン成長推進部 再生可能エネルギー導入推進課長
内部(市) (民間企業出向者)	環境局 グリーン成長推進部 グリーン成長推進課 グリーン成長推進専門官 (トヨタ自動車九州株式会社 主査)
内部(市)	環境局 総務政策部 総務課長

(審査票様式)

第3条 審査票の様式は、様式1のとおりとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるほか、必要な事項は別途北九州市で定める。

付 則

この要領は令和5年11月1日より施行する。